

届出で(旧)特定労働者派遣事業を行っている事業主の皆様へ

## 労働者派遣事業の許可申請をお急ぎください！

平成30年9月29日までは、労働者派遣事業の許可を得ることなく常時雇用される労働者に限定して運営可能ですが、平成30年9月30日以降も継続して労働者派遣事業を営むには許可を得る必要があります。

### 【旧特定労働者派遣事業の届出時とは違う点】(主なもの)

- ① 直近の決算期における貸借対照表等により、資産要件として、
  - ・基準資産額が1事業所あたり、2,000万円以上あること。  
※基準資産額とは、貸借対照表の資産総額(繰越資産及び営業権除く)から負債総額を引いたもの。
  - ・事業資金が1事業所あたり、自己名義の現金・預金が1,500万円以上あること。
  - ・基準資産額が負債総額の7分の1以上あること。  
※小規模派遣元事業者に対しては、暫定的な配慮措置(次項参照)があります。
- ② 法人の目的に「労働者派遣事業を行うこと」が登記されていること。
- ③ 3年以上の雇用管理経験を有するなどの要件を満たした派遣元責任者を任命すること。  
※申請時点からさかのぼって3年以内の派遣元責任者講習の受講が必要。
- ④ 労働者派遣事業に使用可能な事務所の面積が20㎡以上あること。
- ⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度(計画的な教育訓練、キャリアコンサルティング)を有すること。
- ⑥ 許可には有効期間があり、新規許可後は3年間、それ以降は5年毎の更新です。
- ⑦ 新規許可及び許可更新時には、収入印紙等の費用が必要となります。  
※(新規許可申請時)
  - 収入印紙 12万円(複数の事業所を同時申請される場合、1事業所当たり5万5千円追加)
  - 登録免許税 9万円
- ⑧ 許可申請書の受理から許可証交付まで最短でも2~3ヶ月かかります。

などがあります。現時点、もしくは、次の会計年度における決算で、資産要件などが満たされる事業主の皆様には、可能な限り早期に余裕をもって「許可制」への切り替えをお願い申し上げます。

(詳しくは、労働者派遣事業関係業務取扱要領 P.56~をご覧ください。)

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou\\_h24/dl/all.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_h24/dl/all.pdf)

なお、申請期間間際となる平成 30 年になりますと、当課窓口が非常に混

雑することが予想され、相当の待ち時間が発生する可能性があります。

また、以降の 3 年(初回)、5 年の更新申請も同時期に重なることとなり、

毎回窓口が混雑する中での申請が予想されます。

## 配慮措置

● 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である  
中小企業事業主の場合、平成 27 年 9 月 30 日から当分の間の措置として

- ① 基準資産額が、1,000万円以上であること。
- ② 基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ③ 自己名義の預金・現金の額が、800万円以上であること。

● 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である  
中小企業事業主の場合、平成 27 年 9 月 30 日から3年間の暫定措置として

- ① 基準資産額が、500万円以上であること。
- ② 基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ③ 自己名義の預金・現金の額が、400万円以上であること。

厚生労働省の委託事業で「特定労働者派遣事業の廃止に伴う中小規模  
の派遣元事業主への支援事業」として無料で、セミナー&個別相談を開  
催しておりますので、是非お問い合わせの上、受講されることをおすすめ  
いたします。

(詳しくは、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000104480.html>

【お問い合わせ先】大阪労働局需給調整事業部  
需給調整事業第一課  
電話06-4790-6303